

野口レポート

令和6年5月1日
発行:有限会社アルファ野口〒211-0012
川崎市中原区中丸子 538 ルベユマルダ 1F
TEL 044-422-1337 FAX 044-455-0208
文責:野口 賢次

心に残る相続案件《1》

この仕事を30年もやっていると、苦労すればするほど、心のなかに残る相続案件があります。

祖母、父母、長女、長男、二男が同居している家族がいます。長女のA子さんが小学生の時に両親が離婚しました。母親は2人の男の子を連れて家を出ていきました。父親も再婚し家を出ていってしまいました。祖母は残された小学生のA子さん(孫)を自分の養子にし、立派に育てあげました。

やがて成長したA子さんは、祖母の食事の世話や家事、病院への送り迎え、散歩の付き添いなど、かいがいしく世話をしました。

20歳になったA子さんは、祖母の晩年を介護し、最後を看取りました。A子さんにとっては育ててくれた祖母への恩返しでした。父親や叔母は母親の介護にかかわりませんでした。

縁あってこの相続のお手伝いをすることになりました。祖母は自筆の遺言を残していました。遺言の検認で相続人全員が家庭裁判所(家裁)に呼ばれ、私もA子さんに付き添いました。

開封した遺言の大まかな内容です。「もし財産が残ったら孫のA子にあげてください。A子は私の食事から家事、お医者さんへの送りむかえ、散歩など、本当に良くしてくれました。何より一緒に暮らしてくれて寂しい思いをしないですみました。もし財産が残ったら全部A子にあげたい。

贅沢もせず旅行にもいかず、一所懸命働いて貯めたお金です。私につくしてくれた者にあげたい。長男の B 男も長女の C 子もどうぞ私の気持ちを分かってください。」

祖母が思いを込め一生懸命に書いた自筆証書遺言です。が、不備があり無効となりました。しかし付言としての価値は十分あります。はたして付言が 2 人の心を動かすことができるかどうか。

しばらくして B 男さんと C 子さんの代理人を名乗る弁護士（O 先生）から、A 子さんへ遺留分減殺請求（現在は遺留分侵害額請求）の内容証明が届きました。弁護士は遺言が無効であろうが、有効であろうが、時効を止めるため取りあえず減殺請求をしてきます。

A 子さんには弁護士に依頼するお金がありません。私は弁護士ではないので代理人にはなれません。相手方の O 先生に会いにいきました。当方の事情を説明し、私が A 子さんのメッセンジャー（使者役）として O 先生との間を取りもつことはできるかと聞きました。当時のことです、使者ならいいでしょうと受け入れてくれました。

年月が経過し何とか決着にこぎつけました。祖母（実母）の切なる願いは聞き入れられず、義務を果たさず権利は主張する父親や叔母からは、思いやりを感じることはありませんでした。

数年後、試練をのりこえ頑張っている A 子さんから、うれしい知らせをいただきました。結婚をするとのこと。A 子さんの人生の一部に、ほんの少しお付き合いさせていただいた一人として、幸せを願わずにはられません。